

○国立大学法人筑波技術大学共生社会創成機構規程

〔令和5年6月21日〕
規程第19号

最終改正 令和7年3月28日規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第21条第3項の規定に基づき、共生社会創成機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会との共創に関すること。
- (2) リカレント教育に関すること。
- (3) 障害者スポーツに関すること。

(組織)

第3条 機構は、次の各号に掲げる構成員で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 部門長
- (3) 教授、准教授、専任の講師、助教及び助手のうちから学長が指名する者
- (4) その他学長が指名する者

2 機構に、前条に規定する業務を推進するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 社会共創部門
- (2) リカレント教育部門
- (3) 障害者スポーツ推進部門

3 前項各号に掲げる部門の運営に関し必要な事項は別に定める。

(機構長)

第4条 機構長は、学長の命を受け、機構の運営を統括する。

2 機構長に事故があるときは、機構長があらかじめ指名した者が職務を代行する。

(部門長)

第5条 第3条第2項各号に掲げる部門に部門長を置き、第3条第1項第3号から第5号に掲げる構成員のうちから機構長が指名する。

2 部門長は、機構長の命を受け、当該部門の業務を統括する。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、部門長となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

5 部門長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任

期間とする。

(任期)

第6条

- 1 第3条第3号及び第4号に定める構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 構成員が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(機構会議)

第7条 機構に、機構の業務に関し必要な事項を審議するため、共生社会創成機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

- 2 機構会議は、第2条各号に掲げる業務を遂行するため、必要な事項について協議する。
- 3 機構会議は、第3条第1項各号に掲げる機構の構成員で組織する。

(議長及び副議長)

第8条 機構会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、機構長をもって充て、副議長は、機構長が指名する。

(定足数)

第9条 機構会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 機構の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第10条 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(アドバイザーボード)

第11条 機構に、社会との共創活動に関する助言を行うため、共生社会創成機構アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を置くことができる。

- 2 機構長は、社会との共創活動に関し広くかつ高い識見を有する者をアドバイザーボードの委員として指名し、学長が委嘱する。
- 3 前項の委員は、その専門とする分野に係る社会との共創活動について、機構長の求めに応じ、助言を行うものとする。

(事務)

第12条 機構に関する事務は、大学戦略課において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。